

箕面市立病院売店運営事業者募集要領

1 目的

箕面市立病院の売店の運営について、来院者、入院患者へのサービス向上と、院内業務従事者の福利厚生に寄与することを目的に、公募型プロポーザル方式により運営事業者を選定するものです。

2 業務の概要

(1)業務内容

ア 来院者、入院患者および院内業務従事者等に対する商品販売等

イ マスク自動販売機の管理

(1階：2台 3階：2台 4階：1台 5階：1台 合計：6台)

ウ 飲料等自動販売機の管理

最低設置基準台数…地階 イートインスペース：5台 1階 救急外来入口：1台 2階 手術室待合：1台 病棟：8台 合計：15台

* 最低設置基準台数以上設置する場合は提案書にて提案ください。

(現状設置台数…地階 イートインスペース：7台 1階 救急外来入口：1台 2階 手術室待合：1台 病棟：10台 合計：19台)

* 上記の他、事業の内容については、別添「箕面市立病院売店運営事業仕様書」をご参照ください。

(2)施設概要

運営場所：箕面市立病院地下1階（別紙図面参照）

住 所：箕面市萱野五丁目7番1号

3 貸付期間

(1)令和5年（2023年）4月1日から令和6年（2024年）3月31日まで

なお、履行上問題がなく、当院及び運営事業者双方に異存がない場合は、令和7年3月31日まで延長できるものとし、令和7年4月1日以降については期間満了の6ヶ月前までに双方協議のうえで、運営期間延長の可否について決定するものとします。

(2)運営事業者の都合及び使用期間の満了により退去しようとするときは、6ヶ月以上の予告期間を定めた上で相手方に書面で通知することとします。

4 応募資格条件

次の要件をすべて満たす法人または個人に限り応募することができます。

(1)病院において、1年以上売店の運営実績を有する者であること。

- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (3) 会社再生法に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (4) 過去 1 年に食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）等関係法令による行政処分を受けていないこと。
- (5) 税を完納し滞納がないこと。
- (6) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に定められている暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者が経営、運営に関与していないこと。
- (7) 応募書類提出時点において、箕面市の一般競争入札の参加停止または指名競争入札の指名停止等の措置を受けていないこと。
- (8) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体またはその団体に属するものではないこと。

5 運営条件等

(1) 運営方法

チェーン本部による直営店舗またはフランチャイズ加盟店が運営する店舗としますが、フランチャイズ加盟店が店舗を運営する場合は、チェーン本部が最終責任を負うものとします。

(2) 行政財産使用許可

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項に基づく行政財産の使用許可を受けることにより売店を運営していただきます。

6 プロポーザル参加申込

(1) 募集要領及び参加申込書等の配布方法

募集要領及び参加申込書等の書類は、本院ホームページ (<http://minoh.jp/>) のトップページからダウンロードできます。ただし、これにより難しい場合は、次のとおり配布します。

① 配布期間

公示日（2月15日（水））から令和5年2月22日（水）までの、土曜日、日曜日を除く毎日の午前9時から午後5時まで。

② 配布場所

〒562-0014

箕面市萱野五丁目7番1号

箕面市立病院リハビリテーション棟2階 事務局 病院管理室

(2) 提出書類及び部数

- ① 参加申込書（様式1） 1部
- ② 誓約書（様式2） 1部

- ③企画提案書（様式3） 12部
（提案書のフォーマットは問いません。）
（以下の評価項目の内容を網羅してください。）
- ア 事業の実績
 - イ 事業の基本概念
 - ウ 店舗のイメージ・レイアウト・スケジュール
 - エ 提供商品
 - オ 利用者への配慮、ニーズ等への対応と付加サービス
 - カ 緊急時の対応
 - キ 従業員の確保・体制
 - ク 安全対策
 - ケ 売上連動型手数料等の特記事項やアピールポイント

④会社概要（様式4） 12部

⑤コンビニの運営実績が分かる書類 12部

⑥添付資料

- a. 登記簿謄本 原本1部
- b. 印鑑証明書 原本1部
- c. 国税及び地方税に係る納税証明書 原本1部
（直近2ヶ年分、科目別の記載があるもの。）
- d. 直近3ヶ年分の財務諸表類の写し 1部
（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等
経営実績が分かるもの。）

* 公的機関が発行する書類は、3ヶ月以内に発行されたもの。

(3) 提出書類の省略

箕面市契約規則（昭和55年規則第40号）に基づく令和4年度箕面市入札参加有資格者名簿に「物品（委託も含む）」で登録されている者（以下「有資格者」という。）は、前記(2)⑥ a～c に記載する書類の提出を省略できます。

(4) 参加申込書等の提出

持参または郵送にて、次のとおり提出して下さい。

①提出期間

令和5年2月15日（水）から令和5年2月27日（月）までの土曜日、日曜日を除く毎日の午前9時から午後5時まで。

（郵送の場合は令和5年2月27日（月）17時必着）

②提出場所

前記(1)②に同じ。

(5) 注意事項

- ①提出書類の規格はA 4版、横書き、両面印刷としてください。ただし、A 3版の資料もA 4版に折り込めば提出可能です。
- ②企画提案書は、評価項目の内容を網羅し、分かりやすく簡潔に記載してください。
- ③パンフレット等の資料を添付する場合は必要最小限のものとしてください。
- ④提出された書類について、提出後の追加及び変更は認めません。ただし、提出書類の内容確認等のため、当院が追加資料の提出を要求した場合を除きます。
- ⑤提出された書類は、今回の事業者選定以外に使用することはありません。
- ⑥提出された書類は、一切返却しません。
- ⑦提出書類の作成及び提出に係る費用については、提出者の負担とします。
- ⑧提出された書類は、箕面市情報公開条例に基づき開示する場合があります。(同情報に基づいて個人情報及び法人等情報など非公開とすべき部分を除きます。)

7 現地確認

令和5年2月20日(月)午後3時から実施しますので、希望される場合は、下記により事前にお申し出ください。

(1) 申込方法

電子メール

(2) 申込期限

令和5年2月17日(金)正午まで(必着)

(3) 送信アドレス

hoskanri@maple.city.minoh.lg.jp

*メール件名は「売店運営事業現場説明会参加希望(事業者名)」としてください。

*申し込みに対する返信は行いません。申し込まれた事業者は指定日時に前記5(1)②に記載する申込書配布場所までお越しくください。なお、所要時間は1時間程度を予定しています。

8 質疑、回答及び今後のスケジュール

(1) 質疑

本公募に関する質疑がある場合は、質疑書(様式5)を提出してください。

- ・受付期限: 令和5年2月22日(水)午後5時まで(必着)
- ・受付方法: 電子メールによる(hoskanri@maple.city.minoh.lg.jp)

(2) 回答

当院ホームページに掲載します。

質疑書に対する回答 令和5年2月24日(金)まで随時

(3) 今後のスケジュール

企画提案書の受付期限 令和5年2月27日(月)

運営事業候補者決定 令和5年3月上旬

売店営業開始 令和5年4月1日（土）以降できる限り早い時期

（店舗内改修や模様替え等により休業が必要な場合は、仮店舗（設置場所は当院との協議による）で営業を行い、当院が指定する衛生用品やパン類等を販売してください。）

9 選定審査

当院の関係職員で構成する箕面市立病院売店運営事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置して評価を行い、事業者を選定します。

(1) 選考（書類審査）

令和5年3月3日（金）の選定委員会において書類審査を行います。

(2) 事業者の決定

選考の結果、最高の得点を得た提案者を運営事業者として決定します。なお、結果は令和5年3月3日（金）に、提案者全員に文書で通知するとともに、当院のホームページ上で公表します。

(3) 選定基準

選定にあたっては、別紙評価シートに基づき評価を行います。

10 失格事由

次の要件のいずれかに該当する場合は失格とします。なお、運営事業者と決定した後であっても、該当するに至った場合は、運営事業者としての資格を失うものとします。

- (1) 提案書類に虚偽または不備があった場合。
- (2) 応募資格を満たしていない、または満たさなくなったことが判明した場合。
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合。
- (4) その他運営事業者としてふさわしくないと病院事業管理者が判断した場合。

11 選定後の手続き

(1) 売店の設置・運営に係る協議

選定委員会で選定された最適提案者とは、運営事業候補者として、以下のとおり売店の設置・運営に係る協議を行います。

なお、正当な事由なく協議を行わないときは、最適提案者としての資格を失い、次順位提案者を運営事業候補者とするものとします。

① 売店の設置に関する協議

売店の使用面積、施工区分、工事期間等の詳細について、当院と運営事業候補者とは協議するものとします。

②売店の運営に関する協議

運営事業候補者の提案に基づき、営業日・営業時間、販売・サービス品目、表示物等の売店の運営に関する詳細について、当院と運営事業候補者とは協議するものとします。

(2)売店の設置・運営に係る覚書の締結

当院と運営事業候補者とは、(1)の協議が整い次第、コンビニの設置・運営に係る覚書を締結します。

(3)行政財産使用許可手続き

運営事業候補者は、売店の設置工事が可能となる日までに、行政財産使用の申請を行い、その許可を得るものとします。

行政財産使用料は、運営事業者が行う工事の開始日から発生します。

なお、行政財産使用許可をもって、正式に運営事業者と決定したものとします。

(4)選定事業者の取り消し

次の場合は設置運営事業者の決定の決定を取り消すとともに、2位の提案者を設置運営事業者として特定し(1)の協議を経て覚書を締結します。

- ①正当な理由がなく、指定の期日までに契約を締結を行わなかったとき。
- ②決定から事業開始までの間に、事業者の諸般の事情変化等により企画提案した事業運営が確実に履行できないと当院が判断したとき。
- ③参加資格条件を満たさなくなったとき。

12 問い合わせ先

箕面市立病院 事務局 病院管理室

担当 長田、山田

電話 072-728-2001

FAX 072-728-8232